

大阪市の主なマンション関連制度（平成29年6月現在）

防災力強化マンション認定制度

耐震性や耐火性など、建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による日常的な防災活動等により防災力が強化されたマンションを認定し、広く情報発信しています。

お問い合わせ 大阪市都市整備局 企画部 安心居住課

TEL 6208-9648 FAX 6202-7064

マンション耐震化緊急支援事業

一定の要件を満たす地上3階建以上の民間マンションの耐震診断・耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

お問い合わせ 大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備受付窓口

TEL 6882-7053 FAX 6882-0877

分譲マンション再生検討費助成制度

管理組合が再生（改修や建替え等）の合意形成支援を専門家に委託する費用の一部を補助します。

お問い合わせ 大阪市都市整備局 住宅政策グループ

TEL 6208-9637 FAX 6202-7064

分譲マンション長期修繕計画作成費助成制度

管理組合が長期修繕計画の作成を専門家に委託する費用の一部を補助します。

お問い合わせ 大阪市都市整備局 住宅政策グループ

TEL 6208-9637 FAX 6202-7064

分譲マンションアドバイザー派遣制度

マンションの建替えや計画的な修繕・省エネルギー改修についてのアドバイスを行うため、管理組合の勉強会などの講師役として専門家を派遣します。

お問い合わせ 予約申し込み 大阪市立住まい情報センター

TEL 6242-1177（相談専用）

大阪市マンション管理支援機構

公的団体、法律や建築などの専門家団体、マンションに関連する民間事業者団体が連携し、分譲マンションの管理組合を支援します。登録組合には、セミナーの案内や情報誌等を無料で送付します。

お問い合わせ 大阪市マンション管理支援機構事務局

（大阪市立住まい情報センター4階 住情報プラザ内）

TEL 4801-8232 FAX 6354-8601

企画・作成

大阪市 都市整備局 企画部 安心居住課

住所：大阪市北区中之島1-3-20 電話：06-6208-9648

FAX：06-6202-7064